

議案第 8 号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和 5 5 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表狭山市立入曽乳児保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立入曽乳児保育所を廃止したいので、この案を提出するものである。